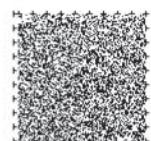
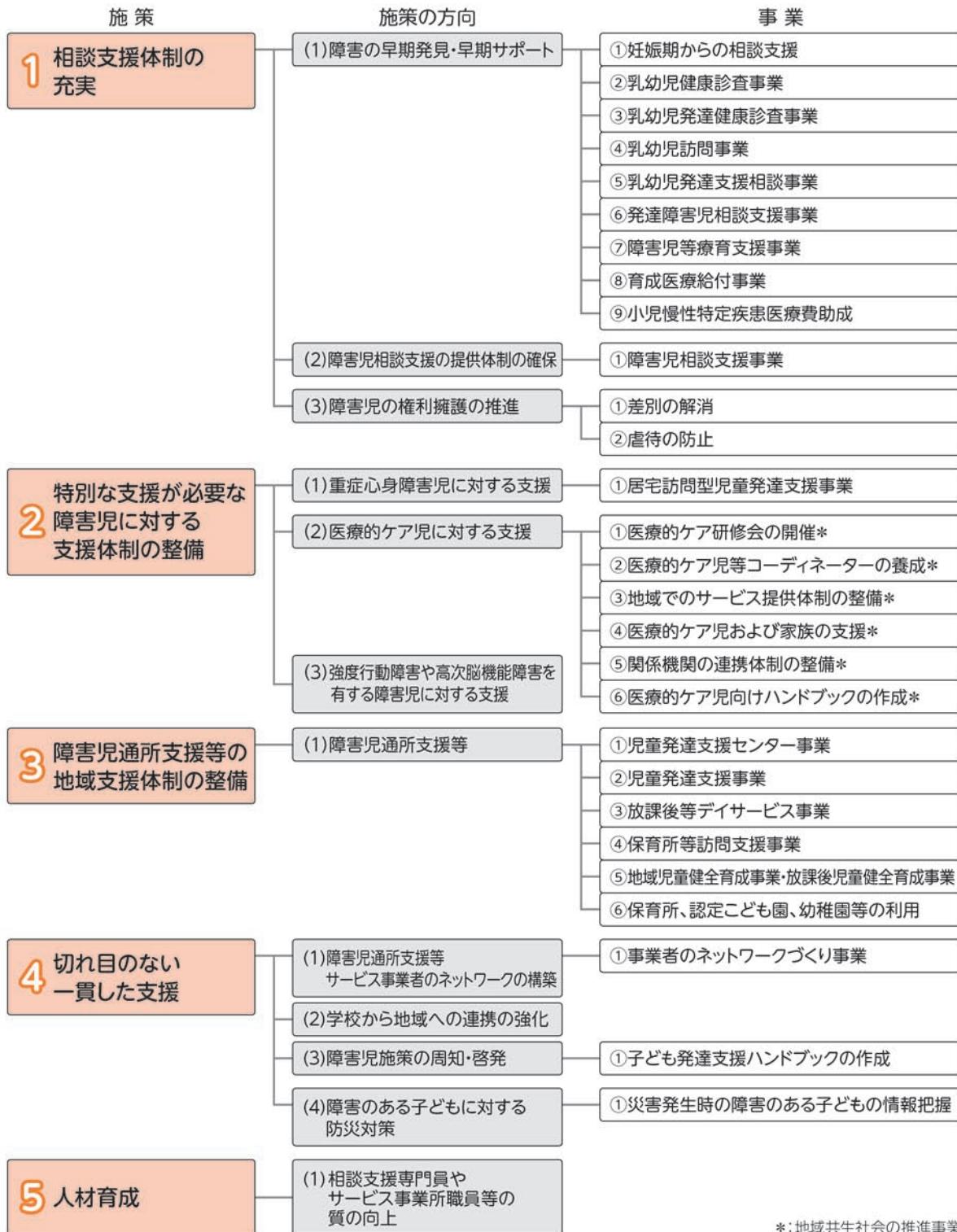


第2章 施策の体系

基本目標：障害児の健やかな育成のための発達支援

子どもの成長・発達に応じた細やかな支援、切れ目のない一貫した支援、特別な支援を要する子どもへの支援等が身近な地域の中で提供される体制を構築することで、健やかな育成を図ります。



施策1 相談支援体制の充実

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな成長を図るために、障害のある子どもや障害の疑いのある子どもおよび保護者に対し、子どもの成長・発達に応じたきめ細やかな支援、切れ目のない一貫した支援を行うため、関係機関との連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 障害の早期発見・早期サポート

障害を早期に発見し、幼児期からの早期療育体制を充実することにより、障害の軽減と十分な発達を図ります。また、障害のある幼児と障害のない幼児が共に遊び、学ぶ機会の拡充に努め、豊かな人間形成を図ります。

①妊娠期からの相談支援

母子健康手帳交付時の保健師等の面接や産婦人科等の診察等において、妊婦に障害等があり、支援が必要であると判断された場合は、市と医療機関で連絡票を用いて、情報を共有し、妊娠早期からの支援を行います。子どもが生まれた後も引き続き、切れ目なく支援します。

②乳幼児健康診査事業

健康診査を実施することにより、子どもが順調に発育・発達をしているかを確認するとともに、疾病を早期発見し、心身の健全な発達を促します。また、保護者の育児姿勢の確立を支援します。

③乳幼児発達健康診査事業

乳幼児期において、心身の発達の遅れや障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の発生を予防するとともに、在宅療養を支援します。また、育児不安を軽減することで、虐待防止を図ります。

④乳幼児訪問事業

生まれた子どもに障害がある場合等は、保健師が医療機関での退院前の院内面接に同席したり、医療機関からの「未熟児等出生連絡票」を基に、家庭訪問を行い、必要に応じて他機関と連携した支援を行います。

心身の発達の遅れが気になる乳幼児を持つ保護者からの相談に応じ、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児に対する日常生活指導を行い、乳幼児の発育・発達を促します。

⑤乳幼児発達支援相談事業

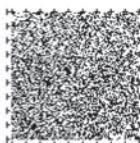
成長や発達が気になる子どもを持つ保護者からの相談に応じます。また、早期かつ専門的な対応により、子どもの発達を促進し、保護者を支援します。

⑥発達障害児相談支援事業

自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠如、多動症等の発達障害を有する子どもとその保護者の相談に応じ、将来、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

⑦障害児等療育支援事業

在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育相談・指導等が受けられるよう療育機能の充実を図るとともに、必要なサービスの紹介、情報提供、関係機関との連絡調整等を行います。



⑧育成医療給付事業

身体に障害のある児童に対し、その障害を除去・軽減する手術等の治療に係る医療費の給付を行うことによって、児童の健全育成を図ります。

⑨小児慢性特定疾患医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている児童への医療費助成および、療育相談指導や療養相談会等の自立支援事業を行うことにより、児童の健全な育成及び自立の促進を図ります。

(2) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害のある子どもの自立を支えるためには、きめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められます。そのため、課題の解決に向け専門的な知識を持った相談支援専門員が、障害児の身近なところで支えていく体制の確保に努めます。

①障害児相談支援事業

心身の発達の遅れが心配される子どもとその家族の保育所・幼稚園・学校等の集団生活での困りごとや、福祉サービスの利用等について、さまざまな相談に応じます。なお、障害児通所支援の利用にあたっては、サービス等利用計画を作成し、継続的に支援を行います。

(3) 障害児の権利擁護の推進

障害のある子どもが安心して地域生活を送ることができ、成長し、自分らしく生き、社会に参加し、差別や虐待から守られ、必要とする相談や支援の提供が受けられるよう、障害のある子どもの人権を確保し、固有の尊厳を尊重し、権利擁護を推進します。

①差別の解消

障害のある子どもが差別を受けることなく、安心して地域で暮らしていくための環境づくりを推進するため、子どもから大人まで市民一人ひとりが障害に対する関心を高め、理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。

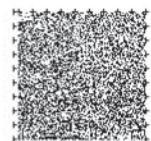
②虐待の防止

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村等に通告しなければならないことから、虐待の早期発見や市民の虐待に対する意識を高める啓発を行います。

養護者からの虐待の場合は、児童福祉法に基づき、関係機関と連携し支援を行います。養護者から分離が必要で一時保護を受けた場合は、通所系サービスが受けられるよう支援します。また、障害児が障害福祉サービスを利用している場合であることから、養護者から虐待を受けている児への接し方等、事業者へ適切な情報提供に努めます。

児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障害者福祉施設従事者等による障害児の虐待を通報や届出を受理した場合、障害者虐待防止センターを中心に、関係機関と連携を図り、虐待の防止、早期発見、問題解決に努めます。

障害者自立支援協議会権利擁護部会を活用し、障害者の権利擁護に努めながら迅速かつ適切な対応に努めます。



施策2 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

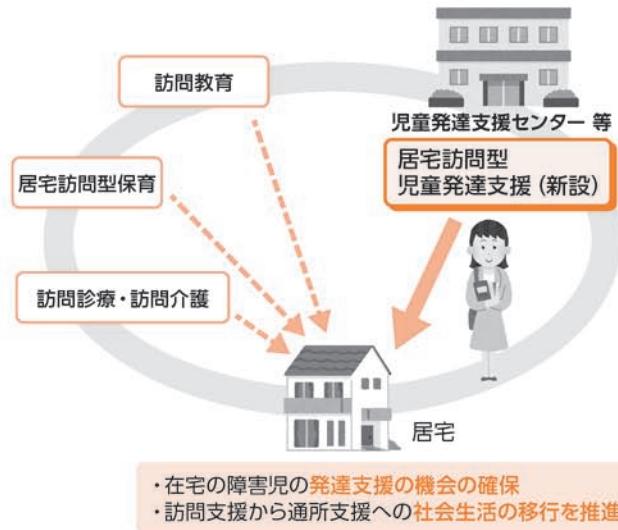
障害があるために特別な支援を要する子どもが、地域の中で必要な支援が受けられるよう地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の整備に努めます。

(1) 重症心身障害児に対する支援

重症心身障害児が地域の児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の整備に努めます。

①居宅訪問型児童発達支援事業

外出することが著しく困難な重症心身障害児等に対して、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



(2) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケア児は、医療技術の進歩等を背景として、在宅での生活が可能となったことから、在宅で適切な支援を受けられるよう求められています。しかし、医療的ケア児の接し方や保育の仕方に理解が深まっていないこと、地域の事業者等の受け入れ体制が整っていないこと、関係機関の連携が十分ではない等の課題があることから、富山県や富山市医師会等と連携し、地域における医療的ケア児の支援体制づくりに努めます。

①医療的ケア研修会の開催

地域で医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を養成するため、障害児通所支援事業者、保健師、保育士を対象に研修会を実施します。

②医療的ケア児等コーディネーターの養成

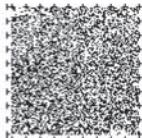
医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを平成30年度から32年度の各年度1人の配置を目指して、医療的ケア児等コーディネーター養成研修へ職員を派遣します。

③地域でのサービス提供体制の整備

新規に医療的ケア児を受け入れる準備として、保育所、小学校、中学校、児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等の職員をサポートするために、在宅で医療的ケア児を訪問している看護師等を派遣します。

④医療的ケア児および家族の支援

医療的ケア児がふつうの子どもと同じように地域で生活できるよう、社会体験の場を設けるとともに、家族同士の交流を通し、リフレッシュの場を提供します。



⑤関係機関の連携体制の整備

医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育等の各関係者等が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行います。

⑥医療的ケア児向けハンドブックの作成

医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育、保育等の情報を一體的に紹介するためのハンドブックを作成し、医療的ケア児とその保護者に情報の提供を行います。

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所等において適切な支援ができるよう努めます。

施策3 障害児通所支援等の地域支援体制の整備**(1) 障害児通所支援等**

障害児通所支援等における障害のある子どもおよびその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の構築に努めます。

①児童発達支援センター事業

児童発達支援センターとして、本市には富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと富山市恵光学園が設置されています。富山市恵光学園において、交流保育や通園児以外にも療育相談を行うなど、地域での療育機能を果たす中核施設として充実を図ります。

②児童発達支援事業

就学前の障害のある子どもが、適切な療育を受けることができるよう、通園の場を設けて日常生活動作や集団生活適応訓練等の指導を受けることができる児童発達支援事業の充実を図ります。児童発達支援は、指定事業所だけでなく、富山型デイサービス事業所の利用も促進します。

③放課後等デイサービス事業

障害のある子どもの自立を促進するため、学校に在学する障害のある子どもに、放課後や休みの日、夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するよう支援します。

④保育所等訪問支援事業

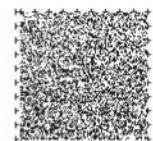
保育所、幼稚園、認定こども園等に通う障害児に、訪問支援員が保育所等に訪問し、集団生活への適応を目的とした療育を直接行います。また、訪問支援員等の人材の確保に努めます。

⑤地域児童健全育成事業・放課後児童健全育成事業

地域児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、健全な遊びや生活の場を提供しており、各事業の指導員に対して、障害児を受け入れるための研修に参加する機会を提供します。

⑥保育所、認定こども園、幼稚園等の利用

保育所、認定こども園、幼稚園等に入所を希望する障害児の利用ニーズに応えられるよう努めます。



施策4 切れ目のない一貫した支援

障害児の支援は、学齢期への移行時、進学時、卒業時において支援のつながりが途切れるおそれがあることから、関係者の連携を強化し、「気づき」の段階から適切な支援につなぎ、ライフステージに応じて切れ目のない一貫した支援に努めます。

(1) 障害児通所支援等サービス事業者のネットワークの構築

障害児通所支援等サービス事業者同士のネットワークの強化を図り、障害のある子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう切れ目のない一貫した支援を行います。また、事業者間の交流を通して、互いを高めあう関係を構築し、サービスの質の向上に努めます。

①事業者のネットワークづくり事業

児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者等をはじめ医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関および団体等がネットワークの強化を図り、ライフステージに応じて、障害のある子どもとその保護者が安心して地域で生活できるよう早期から切れ目のない支援を行います。

(2) 学校から地域への連携の強化

地域の小・中学校に通学している障害のある子どもが、学校卒業後も健やかに成長していくため、引き続き、障害福祉サービス等をはじめ地域で支えるための情報提供に努めます。

(3) 障害児施策の周知・啓発

発達が気になる子や障害児とその保護者が適切なサービス等を受けることができるよう、周知・啓発に努めます。

①子ども発達支援ハンドブックの作成

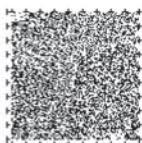
発達が気になる子や障害児とその保護者への支援に関する保健、医療、福祉、教育、保育等の情報を一括的に紹介するため「こども発達支援ハンドブック（未就学児用、学齢児用）」を作成し、情報提供を行います。

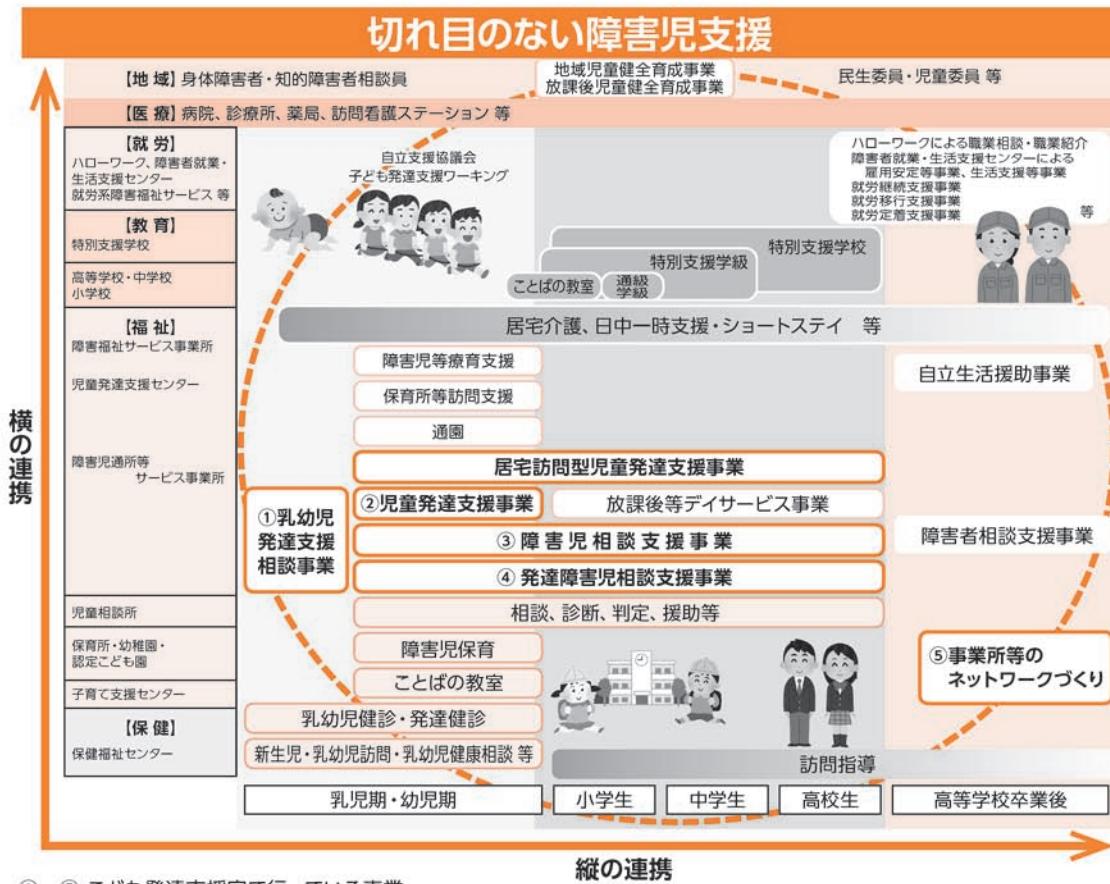
(4) 障害のある子どもに対する防災対策

災害時に、障害児とその保護者が速やかに避難し、適切なケアを安定して受けることができるよう、災害時の地域における障害のある子どもとその保護者の支援体制について検討します。

①災害発生時の障害のある子どもの情報把握

災害発生時に自力での避難が難しい高齢者、障害者に加えて、地域のどこに配慮を要する障害児がいるのか情報を把握し、災害時の支援体制を検討するため、地域における支援を希望される方を登録した避難行動要支援者名簿を活用し、日頃から避難支援関係者（消防・警察、民生委員、自治会・町内会、自主防災組織）との情報共有に努めます。





施策5 人材育成

障害児の支援には、将来を見据えたマネジメントや多様化するニーズへのきめ細かな対応、高い専門性が必要なことから、障害児支援の質の向上に努めます。

(1) 相談支援専門員やサービス事業所職員等の質の向上

相談支援専門員やサービス事業所職員等の質の向上を図るため研修会を行うとともに、質の高い専門的な支援を行うための人材育成に努めます。

